

長岡市個人情報保護条例の一部改正（案）の概要

長岡市個人情報保護条例は、個人情報に関する市民の権利の保障と本市における個人情報の取扱いに関することを定めている条例である。

個人情報の一つである個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）に規定された事務以外の事務の処理に用いてはならないとされているが、法第9条第2項により、市町村が独自に条例で定める事務については、その処理において個人番号を利用することができるかとされている。

また、個人番号を含む特定個人情報は、法第9条第2項又は第19条第10号の規定により、市町村の条例に定めることで、当該市町村内において他の事務の特定個人情報を当該事務以外の事務に目的外利用又は情報提供を行うことができるとされている。

本市では、長岡市個人情報保護条例において、その処理にあたり個人番号を用いる法で定める事務以外の事務や、内部において他の事務の特定個人情報を利用することができる事務等を定めているところである。

1 独自に個人番号を利用する事務及び当該事務において市内部で目的外利用又は情報提供を行うことができる他の事務の特定個人情報の新規追加

(1) 追加する事務の名称と理由

（事務の名称）

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務

（理由）

- 生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務の手続において、年金である給付の支給等の書類の添付を省略でき、市民の負担を軽減することができる。

- ・ 個人番号を利用する事務として条例に規定することで、行政内部における本人確認の確実性の向上及び特定個人情報の目的外利用の手続の簡略化を図る。

(2) 当該事務実施機関による他の事務の特定個人情報の目的外利用
 新規に個人番号を利用する事務において特定個人情報を必要な範囲内で目的外利用することができるよう、長岡市個人情報保護条例別表第2に規定するもの。

(別表第2)

番号	実施機関	事務	特定個人情報
6の2	市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報 (2) 医療保険給付関係情報 (3) 国民年金給付関係情報 (4) 児童扶養手当関係情報 (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報 (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 (7) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 (8) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (9) 介護保険給付等関係情報 (10) 障害者自立支援給付

			関係情報 (11) 住民票関係情報
--	--	--	----------------------

(3) 当該事務実施機関以外の実施機関による他の事務の特定個人情報の情報提供

新規に個人番号を利用する事務を行う実施機関が、当該事務実施機関以外の実施機関に対し、必要な範囲内で特定個人情報の提供を求めることができるよう、長岡市個人情報保護条例別表第3に規定するもの。

(別表第3)

番号	提供される実施機関	事務	提供する実施機関	特定個人情報
18	市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	(1) 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 (2) 児童手当関係情報

2 法の規定により既に個人情報を利用している事務において、市内部で目的外利用又は情報提供を行うことができる他の事務の特定個人情報の範囲の拡大

(1) 範囲を拡大する事務の名称と理由

(事務の名称)

生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務

(理由)

- 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務の手續において、児童扶養手当の支給に関する書類等の添付を省略でき、市民の負担を軽減することができる。

- ・ 既に個人番号を利用している事務において、目的外利用を行う、又は外部提供を受けることができる特定個人情報の範囲を拡大することで、行政内部における更なる本人確認の確実性の向上及び特定個人情報の目的外利用の手続の簡略化を図る。

(2) 当該事務実施機関が目的外利用できる他の事務の特定個人情報の追加

既に個人番号を利用している事務において、目的外利用を行うことができる特定個人情報を追加（下線部）するため、長岡市個人情報保護条例別表第2に規定するもの。

(別表第2)

番号	実施機関	事務	特定個人情報
6	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	(1) 地方税関係情報 (2) 医療保険給付関係情報 (3) 国民年金給付関係情報 <u>(4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）</u> (5) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報</u> (6) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の</u>

			<p><u>支給に関する情報</u></p> <p>(7) <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</u></p> <p>(8) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）</u></p> <p>(9) <u>介護保険給付等関係情報</u></p> <p>(10) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）</u></p> <p>(11) <u>住民票関係情報</u></p>
--	--	--	---

(3) 当該事務実施機関以外の実施機関による他の事務の特定個人情報
 の情報提供

既に個人番号を利用している事務を行う実施機関が、当該事務
 実施機関以外の実施機関に対し、新たに必要な範囲内で特定個人

情報の提供を求めることができるようにするため、長岡市個人情報保護条例別表第3に規定するもの。

(別表第3)

番号	提供される実施機関	事務	提供する実施機関	特定個人情報
17	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	教育委員会	(1) 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報 (2) 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報 (以下「児童手当関係情報」という。)

4 施行の時期

以上の条例の一部改正について、令和3年6月市議会定例会に提案し、公布の日から施行することとしたい。

長岡市個人情報保護条例の一部を 改正する条例（案） パブリックコメント

（説明）

- 1 新旧対照表形式で、左欄に改正案の条文、右欄に現行の条文を記載しています。
- 2 左欄の条文中で下線のある部分は、今回改正をする部分です。
- 3 【略】と記載している部分は、改正をしない条文です。
- 4 新旧対象表に記載の条文のほか、必要な文言整理を行います。
- 5 改正条例の施行日は、当条例の公布の日の予定です。

長岡市個人情報保護条例（平成 27 年長岡市条例第 31 号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
別表第 1（第 7 条関係）				別表第 1（第 7 条関係）			
	実施機関	事務			実施機関	事務	
1 ～ 11	【略】			1 ～ 11	【略】		
12	市長	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの			【追加】		
別表第 2（第 11 条関係）				別表第 2（第 11 条関係）			
	実施機関	事務	特定個人情報		実施機関	事務	特定個人情報
1	【略】			1	【略】		
2	市長	予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	(1) 【略】 (2) 生活保護法 _____ による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。） (3)～(7) 【略】	2	市長	予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	(1) 【略】 (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。） (3)～(7) 【略】
3 ～ 5	【略】			3 ～ 5	【略】		

6	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	<p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）</p> <p>(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による給付金の支給に関する情報</p> <p>(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「昭和 60 年法律第 34 号」という。）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(7) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による</p>	6	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	(1)～(3) 【略】
---	----	---------------------------------	---	---	----	---------------------------------	-------------

		<p>養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(8) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）</p> <p>(9) 介護保険給付等関係情報</p> <p>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」</p>			<p>(4) 介護保険給付等関係情報</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</p>
--	--	--	--	--	--

			という。)			
			(11) 住民票関係 情報			
6 の 2	市長	生活保護法 の規定に準 じて行う生 活に困窮す る外国人に 対する保護 の決定及び 実施又は徴 収金の徴収 に関する事 務であって 規則で定め るもの	(1) 地方税関係情 報 (2) 医療保険給付 関係情報 (3) 国民年金給付 関係情報 (4) 児童扶養手当 関係情報 (5) 母子及び父子 並びに寡婦福祉 法による給付金 の支給に関する 情報 (6) 特別児童扶養 手当等の支給に 関する法律によ る障害児福祉手 当若しくは特別 障害者手当又は 昭和 60 年法律第 34 号附則第 97 条 第 1 項の福祉手当 の支給に関する 情報 (7) 母子保健法に よる養育医療の 給付又は養育医 療に要する費用 の支給に関する 情報 (8) 中国残留邦人	【追加】		

			等支援給付等関係情報 (9) 介護保険給付等関係情報 (10) 障害者自立支援給付関係情報 (11) 住民票関係情報			
7 ～ 12	【略】			7 ～ 12	【略】	
13	市長	児童扶養手当法_____ _____ _____ による児童扶養手当の支給に関する事務	【略】	13	市長	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務
14 ～ 16	【略】			14 ～ 16	【略】	
17	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法_____ _____ _____ による給付金の支給に関する事務	_____ _____ _____ 児童扶養手当関係情報_____ _____	17	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する事務
18	【略】			18	【略】	
19	市長	特別児童扶	【略】	19	市長	特別児童扶
						【略】

		養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は_____			養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は <u>国民年金法等の一部を改正する法律</u> (昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務		
20	【略】			20	【略】		
21	市長	母子保健法_____による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	(1)～(4) 【略】 (5) _____	21	市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	(1)～(4) 【略】 (5) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> (平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報

			_____中国残留邦人等支援給付等関係情報_____
22 ～ 41	【略】		

			(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)
22 ～ 41	【略】		

別表第3 (第12条関係)

	提供される実施機関	事務	提供する実施機関	特定個人情報
1 ～ 16	【略】			
17	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	教育委員会	(1) 学校保健安全法による医療に要する費用に関する情報 (2) 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)
18	市長	生活保護法の規定に準じて行う生活	教育委員会	(1) 学校保健安全法による医療に要する費用

別表第3 (第12条関係)

	提供される実施機関	事務	提供する実施機関	特定個人情報
1 ～ 16	【略】			
	【追加】			
	【追加】			

に困窮す る外国人 に対する 保護の決 定及び実 施又は徴 収金の徴 収に關す る事務で あつて規 則で定め るもの	に つ い て の 援 助 に 關 す る 情 報 (2) 児 童 手 当 関 係 情 報					
---	---	--	--	--	--	--